

該非判定結果

■本該非判定結果は 2019年1月9日施行 の法改正に対応しています。

■本該非判定結果は、当社が行った判定結果を記載したものであり、政府機関や当社が輸出を認めるものではありません。当社製品の輸出に際しては、外為法及び関連法令の規定に従い、適切な手続きをお願いします。

■本該非判定結果は、当社製品の仕様に基づいたものです。

お客様が加工、分解、改造等を施された当社製品や、当社製品を搭載したお客様の製品にはご利用いただくことはできません。

■本該非判定結果の見方

■輸出貿易管理令 別表第一の1項から15項、別表第二

判定結果：「該当」＝規制品目であり、規制値を満たす。

「非該当」＝規制品目であるものの、規制値を満たさない。

「対象外」＝規制品目に当てはまらない。

判定結果が対象外のと看「いずれの項にも関係しない」となります。

又は、項番が記載されている場合は、その他項番については「いずれの項にも関係しない」となります。

輸出令別表第一の1項から15項に非該当、もしくは対象外のものであっても、別表第一の16項に該当します。

■米国輸出管理規則(EAR)

判定結果：「ECCN」＝規制品目リスト(Commerce Control List. 以下、CCL)で規定されている品目に附される分類番号。

「EAR99」＝EAR規制対象品目であり、CCLで規定されていない品目に附される分類番号。

「対象外」＝EAR規制対象品目に当てはまらないもの。

製品名	型番	輸出令別表第一の1項から15項				輸出令別表第二			EAR	
		判定結果	輸出令	省令	判定理由	判定結果	項番	判定理由	ECCN	判定理由
残留ガス分析計	CGM-051 CGM-052 BGM-101 BGM-102 BGM-201 BGM-202 HGM-202 BGM2-101 BGM2-102 BGM2-201 BGM2-202 HGM2-202	非該当	2項(32)	1条三十七号	・測定できる質量が規制値以下のため。 ・イオン源が規制される材料で作られていないため。	対象外	—	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
残留ガス分析計	HGM-302 HGM2-302	非該当	2項(32)	1条三十七号	・イオン源が規制される装置を有していないため。 ・測定できる質量が規制値以下のため。 ・イオン源が規制される材料で作られていないため。	対象外	—	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
イオンソース分析管	BGM-IS01 BGM-AN101/AN201 BGM-AN102/AN202 CGM-IS01 CGM-AN51 CGM-AN52	非該当	2項(32)	1条三十七号	・測定できる質量が規制値以下のため。 ・イオン源が規制される材料で作られていないため。	対象外	—	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
イオンソースフィラメント	QFL-001、QIS-001 HGM-AN202/302	非該当	2項(32)	1条三十七号	・イオン源が規制される装置を有していないため。 ・測定できる質量が規制値以下のため。 ・イオン源が規制される材料で作られていないため。	対象外	—	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
ACアダプタ	SPU61A-108	非該当	2項(36)	1条四十一号	・出力電流、電圧が規制値以下のため。 ・出力電流、電圧の変動率が規制値範囲外のため。	対象外	—	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
ソフトウェア	Qulee QCS	対象外	—	—	外国為替令2項(1)に非該当のプログラム。貨物としては対象外。	対象外	—	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。